

「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」の概要

1. 目的

本協定は、青森県内に原子力関連事業所を有する事業者が相互に協力し、技術支援、情報交換を行うことにより、各事業者が有する事業所の更なる安全性向上、技術力向上に資するとともに、原子力災害への対応能力向上のための活動について、相互に協力して対応することを目的とする。

2. 協力活動の内容

(1) 平常時における安全管理等に係る協力活動

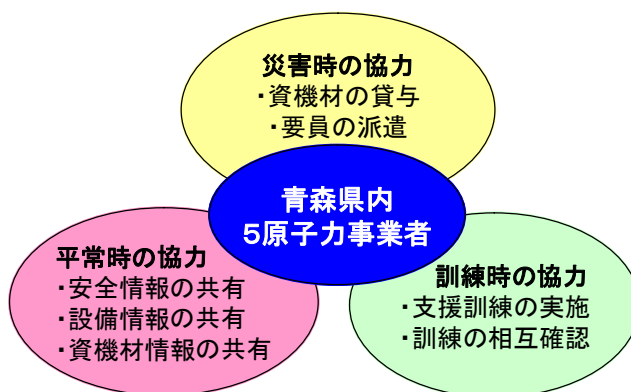
- ・安全や管理に係る情報共有
- ・資機材の情報共有 等

(2) 訓練等による原子力災害への対応能力向上のための協力活動

- ・原子力防災訓練時における支援訓練の実施
- ・原子力防災訓練等の情報交換、相互確認 等

(3) 原子力災害時の協力活動

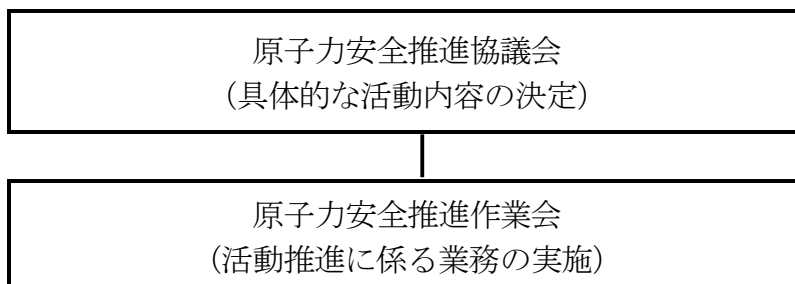
- ・資機材の貸与等の発災事業者支援活動の実施
- ・「原子力災害時における原子力事業者間協力協定※」に基づく支援本部への要員派遣等のサポート



協力体制のイメージ

3. 活動体制

協力活動を推進するため、青森県内5原子力事業所で構成する「原子力安全推進協議会」および「原子力安全推進作業会」を設置



4. 協定事業者

東北電力株式会社、東京電力株式会社、電源開発株式会社、日本原燃株式会社、
リサイクル燃料貯蔵株式会社

※平成12年6月9日付けで、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、日本原子力発電株式会社、電源開発株式会社および日本原燃株式会社間で締結